

豚熱及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等に対する都道府県からの主な意見及び考え方

令和 6 年 2 月 20 日
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

【審議対象：防疫指針本体に対する主な意見】

＜豚熱＞

意見①： 遺伝子検出検査と比較すると、蛍光抗体法は精度が低い検査であるため、特定症状が確認された場合に行う家畜保健衛生所の検査においても本検査の実施を不要とするべき。もしくは、蛍光抗体法を実施する基準が不明瞭であるため、明示するべき。

考え方： 遺伝子検出検査の技術向上を踏まえ、蛍光抗体法を補助的な検査として位置付けたところ。一方で、万が一遺伝子検出機器に故障が生じた場合等において、特定症状が確認されていても遺伝子検出検査で検出できない事態が想定されることから、蛍光抗体法を補助的な検査として残す必要がある。臨機応変な対応が必要となるため、留意事項でも明示はしない。

意見②： 患畜等の直接の飼養管理を行っていた人に関連した疑似患畜を判定するために飼養管理の状況を確認する日数について、豚熱とアフリカ豚熱で揃えるべき。

考え方： ウイルスの性状等を考慮した上で、特にリスクが高いと考えられる日数として設定しているため、変更しない。

【御参考：防疫指針留意事項の主な変更内容】

意見①： 接種区域内から区域外への豚等の移動を発見するため、ワクチンを接種した豚等を接種区域内から移動する際の V 字標識は残すべき。

考え方： 接種区域内から接種区域外のと畜場への出荷は、交差汚染防止対策の実施が確認された場合に限定しており、この場合は V 字標識の義務付けは引き続き実施いただく。一方で、接種区域内から接種区域外の農場への生きた豚等の移動は原則として、認められていない。

意見②： 留意事項 47 で定める患畜及び疑似患畜が飼養されている農場の飼養管理者が他の農場の飼養管理を行っている場合における協議におい

ては、①本病感染の否定②飼養衛生管理基準の遵守の徹底③その他発生
予防・まん延防止対策の実施の全てを満たす必要があるのか。（アフリ
カ豚熱に対しても同様の意見）

考え方： 本協議に当たっては、全ての要件を満たす必要があるため、その
旨追記する。

＜アフリカ豚熱＞

意見①： 特定症状について、アフリカ豚熱はワクチンや検査キットがないことから、動物用生物学的製剤等で検査を実施した場合の記載を削除すべき。また、アフリカ豚熱の指針であるため、豚熱の記載は削除すべき。

考え方： 特定症状については、「家畜伝染病予防法第十三の二の第一項の農水大臣が指定する症状（平成 23 年農林水産省告示第 1865 号）」に記載の通りであり、変更しない。なお、当該箇所以外においても豚熱とアフリカ豚熱を併記していることも踏まえ、豚熱の記載を残すこととする。なお、豚熱の記載が漏れていた箇所があるため、修正。

意見②： 移動制限対象となる野生動物の死体について、捕獲等により死亡したものを含むのか。移動制限対象の野生動物の排せつ物等について、野生いのししの血液等は含まれるか。より具体的な記載が求められるのではないか。

考え方： 野生いのししの死体については、捕獲により死亡したものも含まれる。また、野生いのしし排せつ物等の記載については、野生いのししより排せつされ得るものを含むため、排せつ物のほか、血液や体液も該当する。豚等の制限と同一の記載であり、排せつ物等の考え方については従前と変更していない。

意見③： 制限区域内の野生いのししの死体等処分のための移動について、消毒ポイントでの運搬車両の消毒は避けるべきではないか。

考え方： 海外では汚染した物品の移動に伴い、感染が拡大した例が知られており、感染の拡大防止のためには飼養豚同様野生いのししの死体を運搬する車両についても消毒を徹底することが重要である。時間や場所を分ける、通行ルートを指定する等、畜産関係車両と交差を防止するために注意を払う必要がある。

意見④： 制限区域内の野生いのししの死体等は、移動制限の対象物品となり、最終的に汚染物品として処理を行うことになるが、死体から採取した検体を移動させる際の規定等が必要になるのではないか。

考え方： 家畜での疾病発生時にも、移動制限区域内の農場等から移動制限の対象物品を由来とする検体を採材し、病原体拡散防止措置を講じた上で適切に運搬、保管等をされていると承知しており、その対応は、野生いのししの死体等から検体を採取する場合も同一であるため、当該規定を新たに加える必要はないと考えている。